2　特定目的信託に係る受託法人は、外国法人税を課された場合には、財務省令で定めるところにより、当該外国法人税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類を保存しなければならない。

3　第四条の九第六項の規定は法第九条の六の三第三項に規定する政令で定める金額について、第四条の九第七項の規定は法第九条の六の三第四項に規定する政令で定める金額について、それぞれ準用する。

4　法第九条の六の三第三項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、同令第二百五十八条第四項中「受けた」とあるのは「受けた租税特別措置法第九条の六の三第三項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた」と、「法第九十三条第一項」とあるのは「租税特別措置法第九条の六の三第三項の規定により読み替えられた法第九十三条第一項」と、「法第百六十五条の五の三第一項に」とあるのは「租税特別措置法第九条の六の三第三項の規定により読み替えられた法第百六十五条の五の三第一項に」と、同令第二百六十四条（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）中「の金額」とあるのは「の金額及び特定目的信託の受益権の剰余金の配当（租税特別措置法第八条の五第一項（確定申告を要しない配当所得等）の規定の適用を受けたものを除く。）に係る所得税の額に係る同法第九条の六の三第三項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額」とする。

5　法第九条の六の三第四項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項	法第六十九条の二第一項	租税特別措置法第九条の六の三第四項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法第六十九条の二第一項
第百四十八条第二項第一号	収益の分配	収益の分配又は法第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託の受益権の剰余金の配当（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号（特定目的信託に係る社債的受益権に係るものに該当するものを除く。）
第百四十八条第三項の表第二項の項	第百四十八条第二項第一号	租税特別措置法第九条の六の三第四項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百四十八条第二項第一号
	法第六十九条の二第一項	租税特別措置法第九条の六の三第四項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法第六十九条の二第一項
第百四十八条第三項の表第三項の項	第百四十八条第二項第一号	租税特別措置法施行令第四条の十一第五項の規定により読み替えられた第百四十八条第二項第一号
	（法	（租税特別措置法第九条の六の三第四項の規定により読み替えられた法
第百五十五条の十八の二、第百五十五条の二十六第二項及び第百五十五条の三十六第二項	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法第九条の六の三第四項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法第八十一条の十五の二第一項

第百五十五条の三十六第二項第一号	収益の分配	収益の分配又は法第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託の受益権の剰余金の配当（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号（特定目的信託に係る社債的受益権に係るものに該当するものを除く。）
第百五十五条の三十六第二項の項	第百五十五条の三十六第二項第一号	租税特別措置法施行令第四条の十一第五項の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号（租税特別措置法第九条の六の三第四項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法
	（法	（租税特別措置法第九条の六の三第四項の規定により読み替えられた法
第百五十五条の三十六第三項の表第一項	係る法	係る租税特別措置法第九条の六の三第四項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法
第百五十五条の四十第一項	、法	、租税特別措置法第九条の六の三第四項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法
第百五十五条の四十五の二	おける法	おける租税特別措置法第九条の六の三第四項の規定により読み替えられた法
第百五十五条の四十五の二第一号	第百五十五条の三十六第二項第一号（	租税特別措置法施行令第四条の十一第五項の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法
第百五十五条の四十五の二第一号イ	第百五十五条の三十六第二項第一号イ(1)及び(2)	租税特別措置法施行令第四条の十一第五項の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号イ(1)及び(2)
第百九十二条の二	第六十九条の二第一項	法第六十九条の二第一項
	第百四十四条の二の二第一項	租税特別措置法第九条の六の三第四項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百四十四条の二の二第一項
第二百一条の二第二項	法第百四十四条の二の二第一項	租税特別措置法第九条の六の三第四項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法第百四十四条の二の二第一項
第二百一条の二第二項第一号	収益の分配	収益の分配又は法第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託の受益権の剰余金の配当（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号（特定目的信託に係る社債的受益権に係るものに該当するものを除く。）